

## 環境衛生管理業務仕様書

### 1. 趣旨

この仕様書は、本館の環境衛生管理業務について必要な事項を定めるものであり、現地の状況に応じ積極的に業務を実施するものとする。

### 2. 基本事項

業務実施にあたっては、建築物環境衛生管理技術者1名以上配置するとともに、この仕様書に基づき、実施方法及び実施計画をあらかじめ定め、教育委員会の承認を得なければならない。

### 3. 作業要領

(1) 環境衛生管理業務については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」を遵守すること。

(2) 空気環境の測定

2ヶ月以内に1回とし、原則、各階ごとに測定を実施する。

なお、測定場所は教育委員会と協議のうえ、実施すること。

- ・ 1階：2ポイント
- ・ 2階：1ポイント
- ・ 3階：1ポイント

(3) 給水の管理

- ① 残留塩素の測定：7日以内に1回
- ② 水質検査：6ヶ月以内及び6～9月の間に1回
- ③ 貯水槽の清掃：1年以内に1回
- ④ 法定検査報告（検査手数料を含む）

(4) 害虫等の防除

6ヶ月以内に1回

(5) この仕様書に定めのないことについては、教育委員会の指示によるものとする。